

一般社団法人日本社会学会代議員・役員選挙実施細則

1994年11月

2011年9月改訂

2014年11月22日改訂

法人化にともない2019年10月25日改訂

2020年3月15日改訂

- 第1条 選挙管理委員会（以下「委員会」という）は、必要に応じ、委員の互選により、副委員長を置くことができる。
- 第2条 委員会は、選挙の実施に関し次の事項を審議する。
- (1) 有権者の資格の基礎となる会費の納入期限、有権者名簿の公開日、名簿への異議申し立て期間、投票開始日、投票締切日等の選挙の日程
  - (2) 代議員選挙規則（以下「代議員規則」という）第4条ならびに役員候補者選出規則（以下「役員規則」という）第5条による、有権者ならびに被選挙権のない有権者の確定
  - (3) 代議員規則第4条2ならびに役員規則第5条3に基づく地区別の代議員定数・理事定数の確定
  - (4) 代議員規則第6条ならびに役員規則第7条に基づく電子投票等の方法
  - (5) その他、規則に基づく代議員選挙・理事選挙の実施に関する必要な事項
- 第3条 委員会は、代議員選挙・理事選挙に関する日程を決定した時は、日本社会学会ニュースへの記載その他の方法により、会員にこれを周知しなければならない。
- 第4条 有権者名簿について会員の異議申立てがあった場合には、委員会はその内容につき審議し、その結果を投票開始日の1週間前までに申し立てを行った会員及び必要に応じて有権者に通知しなければならない。
- 第5条 投票は電子投票をもって行い、投票締切日の決められた時間までに投票手続きを終えたものを有効とする。ただし、希望する会員に対しては、投票用紙の郵送による投票を受け付け、投票締切日当日の消印があるものまで有効とする。郵送による投票を希望した会員は、電子投票を行うことはできない。
- 第6条 委員会は開票を管理し、個々の投票につき、以下の基準により有効か否かを判定する。
- (1) 投票が全部無効となる場合
    - 1) 投票締切時間を過ぎて電子投票の手続きが行われた場合
    - 2) 投票用紙と電子投票で同一人物が複数回の投票を行った場合
    - 3) 他の会員のログイン情報を用いて投票を行った場合
    - 4) 所定の電子投票の手続きによらず投票を行った場合
    - 5) 投票締切日を過ぎて投票用紙が郵送された場合

- 6) 投票送付用封筒に住所・氏名の記載がない場合
  - 7) 投票用紙の一部を切り離した場合
  - 8) 投票用紙、小封筒に住所、氏名などを記入したり、押印した場合
  - 9) 所定の投票用紙、小封筒、封筒以外のものを使用した場合
- (2) 投票の一部が無効となる場合
- 1) 定数の全部が入力されていない場合は、入力された部分のみ有効とする
  - 2) 投票用紙の郵送において、指定された地区欄に当該一地区の有権者以外の者を記載した場合は、その部分を無効とする。
  - 3) 投票用紙の郵送において、有権者でない者、被選挙権のない者の氏名を記載した場合は、その部分を無効とする。
  - 4) 投票用紙の郵送において、姓のみを記入した場合は、その部分を無効とする。
- (3) 委員会は投票に疑義のある場合、その審議により、投票の全部または一部を無効とすることができる。

第7条 当選者を決定するとき、同数得票者の内から一部を当選者と決定しなければならない場合には、年少の順による。

第8条 委員会は、開票終了後、当選者を確定し、選挙結果について記録を作成する。選挙結果の記録は学会事務局において保管する。

第9条 委員会は、電子投票に関するシステムの構築や管理運営などの業務を、外部の業者などに委託することができる。

第10条 委員会は、電子投票システムの管理運営者と密に連絡をとり、投票者と投票結果に関する情報の機密保護に努める。

第11条 委員会は選挙結果を速やかに会長に報告するとともに、選挙結果の概要ならびに当選者名簿を、日本社会学会会員集会ならびに社員総会において報告する。

第12条 代議員規則第7条8ならびに役員規則第8条5に基づき次点者の繰り上げの必要が生じた場合、次点者の決定は選挙管理委員会が行う。